

第25期 第19回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月13日（金）13時30分から16時00分

2. 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3. 出席委員（18名）

1 番	村田	省三	委員
2 番	音島	義孝	委員
3 番	大伴	四郎左衛門	委員
4 番	濱田	博之	委員
5 番	井上	一夫	委員
6 番	小谷	英利	委員
7 番	森元	直紀	委員
8 番	音野	茂	委員
9 番	上田	雄亮	委員
10 番	正田	富美子	委員
11 番	万木	巳壽	委員
12 番	本郷	忠史	委員
13 番	上野	壽久	委員
14 番	西村	浩	委員
15 番	森	繁孝	委員
16 番	石津	正嗣	委員
17 番	上坂	雅彦	委員
18 番	安井	善次	委員

4. 欠席委員（0名）

5. 説明員（2名）

農林水産課

6. 傍聴人（0名）

7. 議事日程

議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第80号 農用地利用集積計画について

報告第95号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第96号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第97号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

報告第98号 農地の転用事実等に関する照会について

8. 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9. 会議の概要

事務局長 それでは、皆さん、失礼いたします。定刻となりましたので始めさせていただきますが、その前に12月1日付で事務局職員に異動がございましたので、ご挨拶、ご紹介をさせていただきます。

事務局 < 挨拶 >

事務局長 それでは、第25期第19回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

 なお、先唱につきましては、従前からの議席番号順となっております。
本日は、議席番号1番 村田 省三委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。

 < 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。
会議全体の司会進行につきましては副会長の輪番制となっております。
本日は中部選出の副会長であります小谷 英利委員にお願いをいたします。
この後の進行について、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

 本日は全員ご出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

 次に、会長からご挨拶を申し上げます。

会長 < 会長挨拶 >

副会長 それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと思います。

 会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、座らせていただいて日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、議席番号と氏名を述べ

ていただいた上で、ご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事が円滑に進行できますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

3 番 大伴 四郎左衛門 委員

5 番 井上 一夫 委員

よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

なお、本定例総会からお手元に農地法第3条・第4条・第5条の許可要件を説明した資料を備えつけますので、許可・不許可の判断資料としてご活用ください。

まず初めに、議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No. 3は継続審議なので、説明は次回、その時でよろしいですかね。

はい。そしたら、No. 3を除きまして、No. 1の伊香立下龍華町、No. 2の伊香立南庄町、No. 4の伊香立生津町につきまして、地元委員より一括してご意見をお願いします。

委 員 まず、No. 1の農地に関してですが、伊香立下龍華町の農地になります。こちらは12月6日に私、推進委員の方と申請人、そして譲受人、本人は仕事の都合で来られないということで、譲受人の奥様のお兄さんに立ち会っていただきまして現地調査を行いました。

こちらの農地なのですが、3ページ目の写真を見ていただきまして、下の段の家の1軒写っています。こちらを購入されるにあたり、ここに付随する畑も一緒に買ってほしいということで、今回購入に至られました。既に柿と栗が植わっておりまして、それもそのまま引き続き譲り受けるということで、新たにまた柿と栗等の果樹を植えるということでした。現地は草も刈られており、管理もされておりますので、引き続き本人がここに住まれて管理されるということで問題ないかと思えます。

一応、ちなみにこの方、〇〇で、〇〇と結婚され永住権も持たれているということで、末永くこちらに住んでいただけるとのことで、維持管理は問題ないかと思えますので、ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の伊香立南庄町の農地に関しては、12月9日に私、推進委員、そして申請人兼譲受人と立会いを行いました。

こちらの農地に関して、伊香立南庄町森ノ下の3筆ですが、現況は5筆ありまして、農地が本当にここなのかというのが難しいような状況でした。写真の2番を見ていただきますと分かる通り、上の6ページの3筆ですが、7ページの写真の2番目を見ていただくと、田んぼが6枚あります。現状、3筆で申請されているのですが、田んぼが6枚ということで、公図と現況が合っていないような状況もありまして、その現状、どこまでの農地が本来この人が譲り受けるべき農地なのかという確認にちょっと時間はかかりましたが、今回ちゃんと確認が取れまして本人にそれはお伝えしてありますので、農地に関しては問題ないかという形です。

この方、〇〇ですが、永住権を持たれていまして、既に日本に10何年以上住まれているということです。〇〇におられた時には、農家の息子で、小さい頃から農業に携わられ、農業の知識はあるのかなと会話の中でも節々に出ていました。今回、この方に関しては、隣接します集落営農組織から機械作業を委託されてお米作りをされるとのこととして、管理に関しても付近にお住まいなので、ここの農地まで大体車で10分、15分の距離にありますし、管理的な部分でも問題ないかなと思います。

この方は、既に地域の関係各組織に挨拶も済まされており、地元の方からも一応認知されているような状況であり、農業を営む上では問題ないかと判断しましたので、ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、4番の伊香立生津町の農地ですが、こちらの2筆になります。1番、現状では竹藪で、畑というような形ですが、そういうふうな痕跡が見られないような状況でしたが、こちらの復元計画にもありますとおり、この方自身が建設会社を営まれているということで機械はお持ちですので、自分ところの機械でここを畑に戻すということです。

16ページの写真の1番がそうです。竹藪が生い茂っている状態であると。譲渡人の方も含め地元の方もですが、この竹藪が冬に雪が降ると道のほうに倒れてくると。日陰になって雪がなかなか溶けないという中で、この方が購入して切り開いていただいて梅を植えるのであれば、問題も解決するという地元の要望も含めての購入ということになっております。

16ページの写真の2番目の農地ですが、こちらの農地を見ていただきまして、こちら1枚の畑を3人の方が所有されているような状況です。この真ん中を今回購入ということなのですが、写真の上側の農地に関しては、所有者の方からこの土地も買ってほしいという話もいただいているので、将来的にはこちら購入されるということです。下側の畑に関しては、所有者の方が購入されるのですが、状況は草を刈られているような状況で何も植わっていないということです。ここに梅を植えられたとしても周りへの影響はないのかなというふうに判断いたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 続きまして、No. 5 の仰木町につきましては、地元委員よりご意見を願
 いいたします。

委員 去る11月29日に譲受人と譲渡人、それに地元の推進委員とともに現地の
 ほうでお話をお伺いさせていただきました。

 この譲渡人、元認定農業者の方でこの地区にあちこち土地を持たれて耕
 作しておられるのですが、そもそも〇〇の集落で営農されているのが主な
 のです。この場所、〇〇の地区になります。中山間はこの地区の中にあ
 るので、ここだけ遠いということで、今回話がまとまりました。

 この住所はお母さんのご実家です。ご実家は跡取りがないので、この譲
 受人さんが今は生まれ、自分ところと兄弟、親戚の分の飯米、自分が食
 べる分の水稻をしないと意欲的になっておられました。推進委員もこの集
 落の中山間の団体の関係者でもあり、中山間のことであったりとか、水路
 清掃、共同作業とかも話をさせていただいて、承諾を得ております。まだ
 年齢的に若いので続くかどうかはちょっと心配な面もあるのですが、本
 人、かなりやる気で、機械なども全部譲渡人さん、中古の機械をいっぱい
 持っておられるので、その都度お借りして営農指導していただきながら耕
 作をしていくと。それで、軌道に乗れば、少しずつ機械を増やしていっ
 て、数年後には自分で耕作したいという感じで意欲を持っていたいてい
 ますので、この地区、どんどん荒れてきていますので、ここの中心経営体
 になってもえればなと薄い期待を持ちながら話をしておりました。

 特に問題等ないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたし
 ます。

議長 ありがとうございます。
 続きまして、No. 6 の坂本五丁目につきましては、地元委員よりご意見を
 願いいたします。

委員 去る12月4日、日曜日でしたが、ここの譲受人と推進委員と現
 地でもって土地の確認とともに、譲受人の農業に対するお考え等をお聞か
 せいただくことができました。

 譲受人は初めて農業をされる方で、農業には大変関心を持っておられま
 す。それともう一つは、ここの資料にも書いていますように、姪御さんが
 農業学校を出て、そこで農業専門で働いておられて、大変豊富な知識を持
 っておられると。それともう一つは、譲受人は今、お住まいは市内の別の
 地区なのですが、幼少の頃はこの地区に住んでおられまして、それでこの
 周辺にも知人がおられると。

 譲渡人ですが、今、高齢で82歳になっておられまして、そろそろ年いっ
 てきて農業が苦になって譲受人のお父さんに相談したら、息子がやりたが
 っていると、ぜひ譲ってやってほしいということから、今回3条申請に至

ったと聞いております。

本人さんと話をしていますとかなり意欲的な方で、写真をご覧になっていただいたら分かるように、この写真、きれいに草刈りも終わっています。遊休農地の調査の対象となっている農地でして、その遊休農地の調査の時は草ぼうぼうで繁茂しておったのですが、私らが12月4日にお会いする前に、この人はいつ許可が下りるのかともう待ち受けて、この対象農地に限らず、この辺一体の草刈りを全部済ませていただいた格好です。

それと、今はサツマイモと畑物を作るとこの資料に書いてございますが、いずれ水を敷いて水田をしたいと。機械の心配をしましたが、この田んぼの上のほうに立派な農小屋が建っておりまして、そこには冷蔵庫もあるし、それから譲渡人が所有するコンバインとか耕運機とか一切譲り受けて使って農業をやると。この界限は、土地柄、大変きれいな水でございます。できるかできないか分かりませんが、いずれワサビを作りたいというような心意気を持ち、かなりモチベーションが高い方でございます。

私らも最初は心配しましたが、放っておいてもここら一帯の数少ない調整区域で草ぼうぼうにされるよりも、こうやって新規でやっていただいたら大変ありがたいなと感じておりますので、特に問題はございませんので皆さんのご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 7の中庄二丁目につきましては、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。

12月11日10時から現場に出向きまして、推進委員、ちょっと具合が悪かったので私1人の現地確認になりました。譲渡人は時間が合いませんでしたので、譲受人と2人で現地確認を行いました。

場所は、先ほど事務局からも説明がありましたが、〇〇の隣接地でございます。今のところ、草が生えていまして、写真のとおり29ページ、草がかなり生えております。これが対象の農地であります。1番の写真に写っています家がこの譲受人のおうちになります。この家の裏側、今、写っている裏側に譲受人が所有する畑がありまして、見たところ野菜を作っておられまして、きれいに畑として活用されておられます。聞きましたところ、とりあえず耕運機を持っておられるのですが馬力が小さいので、この草だらけの田んぼは手で起こさないと耕運機が入らないというようなことで、頑張っって手で起こして農地に復元するということでありました。その辺り見ますと、熱心に畑をされていますので、問題はないかというふうに思われましたのでご報告させていただきます。

以上です。

それでは、何かご意見・ご質問ございませんか。

委員 先ほど事務局からあったのですが、No. 3が継続審議と言われたのですが、

何を理由に継続審議になったんでしょう。

事務局

今回5筆申請されているうちの2筆になるのですが、議案書のページ数で申し上げますと、11ページをご覧いただきたいのです。この農地、特に見ていただいている右側のここです。今現状、地権者の方が4名いらっしゃるようなこれで1枚の田として地元の集落営農が耕作されている土地ですが、これと1筆、この細長い土地の地権者の方が高齢で、かつ資力もなくというところで何とか売買したいとのことで、今回のこの譲受人さんが私が買ったと話をされて持ってこられたのですが、今現状、見ていただいて分かるように、全く現地は畦も何もない状況で、ここをやるとおっしゃっても正直、耕作が難しいと。譲受人としては、現在、ここ1筆を丸々地元の集落営農がされているので、引き続きお願いする予定だと。

ただ、草刈りなどは、きっちり地権者のすべきことなので、人を使ってでもやりたいとおっしゃっておられるのですが、今まで過去にこういう圃場整備された青地の農地で1枚の現状の田の中に複数名の地権者がいらっしゃるケースというのがなくて、県や農業会議に見解を聞いているのですが、どうしても大事な部分は市町の適正な判断をとというところで、今回、許可か不許可かというのを判断するには時期尚早かなと。もう少し法的な要件、かつこの譲受人が買いたいと思っていられる土地、こちらの左側の農地も同じく今現状、1枚の田として使っているところの半分、ここに畦が全くない状態で、集落営農ではなくて一農業者の方が今、まるっぽ使っておられるような農地になりますので、こういう申請が上がってきた場合に、不許可にすべきなのか、不許可にするのであればどういう法的要件に抵触するので不許可になるのか、その辺りがまだ詰めきれていない現状がございまして、先ほど申し上げましたとおり、継続審議にさせていただきたいとこちらからご要望させていただいた次第でございます。

委員

でも、これ受け付けられたんだからいいと思ったのでしょうか。

事務局

私が受け付ける段階で、地域の集落の方がやっておられて、それを継続して、いわゆる地域の調和要件も問題ないだろうと。かつ、農作業の1つの草刈りであったりとか、そういう維持管理の作業もご本人が一定されるというところで、受付の段階では特段問題がないかなと判断して受付をさせていただいたのです。

ただ、かなり特殊な事例ということもあって。

委員

数か月前もありましたでしょう。基本、3条で受けたらご自身が営農でしょう。集落営農で営農しておられるところを買うというので、大津市は通すのですか。それ聞いたらふるいにかけるのに分かりますでしょう。

事務局

今日お配りしている資料をご覧いただきたいのですが、左下に10ページ

と振ってある①の農作業常時従事要件、個人の場合。この中で、耕作又は養畜の事業に農作業というところで、地域の農業経営の実態から見て通常、農業経営を行う者が自ら従事する農作業。これが大前提となります。

ただ、その地域において共同組織等が主体となって処理することが一般的となっている農作業は含まれないというふうにただし書き、除外規定がございまして、受け付けた時には、ここのエリアは、今、申し上げたとおり、畦も何もないのでこれまでずっと地域の集落営農がされているところと判断して、この除外規定に該当するのではないかと安易な判断から受け付けても問題ないだろうということで受理した経過がございまして。

ただ、役員会や事務局内で協議を重ねる中で、本当にこういう土地を売買して問題ないのかを他都市にも確認しきれておらず、またその地域の実態、今までどういう形でやってこられたのか、今後、譲受人がどうしたいのかなど、ご本人から聞き取りがしっかりできていない部分もございしますので、今の状況も含めて詰めた状態で再度、審議に諮らせていただきたいと思います、先ほどのようなご提案をさせていただいた次第でございます。

議 長 この件に関しては、細長い黄色いところは営農法人だということですね。

事 務 局 はい。

議 長 その集落営農をやっておられるのですが、左側の広いところは2名で持っておられると。2名で持っておられるのですが、やっておられるのは黄色ではないほうの持ち主の方が1枚全てをやっておられるとのことで、その辺がはっきりとしないといけないのではないかと、事務局及び役員会で問題意識をしたもので、継続審議になったということになります。

事 務 局 隣同士の方が本当に今回の売買を承諾されているのかどうか、その聞き取りも今、漏れている状況ですし、やはり今現状、やっておられる方の承認がなければ、当然この売買というのは不適切だというふうに判断しておりますので、追加でしっかり調べた上で改めて来月、諮らせていただきたいと思います。と思っています。

委 員 では、今のところの着地点はどう見据えておられるのですか。こんなあかで反対でやってしまったら、譲渡人さんは困っておられますね。もう売りたいくて。譲受人さんも買いたいと思っておられるのと整合性が取れないから棄却です、却下ですとなってしまったらもう話が終わりますね。

事 務 局 誰にも売買できないような形になってしまいます。

委 員 そうですね。

でも、これがオーケーですとなったら、これが一前例となって。多分、

1筆にいろんな人がというところが。でも、よその〇〇やったら、多分比率合わせのために1枚を5人が共同で換地しておかれるというところもあると思うので、今後、そんなのが出てくると思うんです。それを大津市農業委員会としてどういうルールづけでやっていくのか。それには農業会議も国からもそのとおりだと言ってもらえるバックボーンがないと、勝手に大津市、何しとんねんと言われないように考えないといけないのと、その受付の時に普通に受け付けないで、これ審議案件になるし、事前に譲受人さんにお伝えしておいてお調べしてから、ちょっと時間いただけませんかというふうな感じで置いておかれたらいいですが、普通に受けておられたら16日が締め日で今日13日が定例総会、一月間、事務局、何をしていたのかと申請人は思われますよ。

受付のところは本当に親身になって整合性があるのか、これ大丈夫なのかという確認をしないと、何かここ数か月、何でも申請が来たらざるのようには受け付けておられるとしか思えないので、そこはお願いしたいです。

事務局 はい。

委員 それだったらもう総会に上げないで。ここに乘ったら僕らは知りますね、分かりますね、何でこんなことしているのとなりますね。何で継続審議だったら載せられるんですか。

事務局 継続審議にするかどうかの結論が。

委員 役員会は通っているんでしょう。

議長 それは継続審議ということにさせていただきました。

というのは、今も言っているとおり、持ち主さんが1人ではないので。例えば、その持ち主さんに確認を取って、こういうふうなことになりますよという説明を十分した上で議題に上げるというようなことも必要かなというふうに思いますので。

委員 すみません。役員会でそういうふうに決めていただいていたら、事務局はこれ省くべきではなかったんですか。議題に上げずに。

議長 その辺はちょっと。

委員 継続審議ではなしに。

議長 局長、どうですか。

事務局長 回答させていただきます。

実際、役員会は月初めに開催させていただいて、その時点ではいろんな課題等もありまして、地元農業委員からの申請人への聞き取り、現地へ行ったりもできていませんでしたし、事務局も確認ができていなかったというところもあるのですが、その時点では上げていこうかという前提で進めておりましたので、議案書に載せております。

その後、本日までの間に、地元委員と申請人とのヒアリングであるとか、事務局のほうからも2回、3回電話でやり取りさせてもらって、直接譲受人とのお話もさせていただいた中、そういった経過を踏まえて、もう一度、いろいろと調べさせてもらった中で、先ほど事務局から説明しましたいろんな課題等、問題点も出てきましたので、実は今日のこの会議の前に、役員さんと臨時の役員会みたいな形にはなるのですが、確認をさせていただいて、継続扱いで最終進めていこうかと了承を賜ったというところで、継続審議とさせていただければと思っているところです。

以上です。

議 長 とりあえず、事務局のほうは今、委員のおっしゃったところを今後気をつけていただいて、受けるものと受けないもの、その辺をはっきりと見極めてやっていただきたいなと思いますので、この件に関しては年は明けますが来月回しということになりますので、それまでにしっかりとよろしく願いをしたいなと思います。

事 務 局 はい。

議 長 〇〇委員、これでよろしいですか。

委 員 はい。

議 長 そのほかにご意見・ご質問ございますか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りします。
No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第78号No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3ですが、先ほど説明がありましたように、継続案件とありますので、次回に回させていただきます。
続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第78号No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 5について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第78号No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 6について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第78号No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 7について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第78号No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 はい、ありがとうございます。
説明が終わりました。11月26日に実施していただきました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、ご報告をお願いします。

委員 26日、この1件だけだったのですごく時間をかけて話を聞かせていただきました。No. 4の写真に少し写っていますが、ここの責任者と関係者がみえられていました。それと、地元委員と私とで、推進委員さんはおみえではなかったのですが、いろいろとお聞かせいただいて、この畑として前は利用されていまして、ビニールハウスがあったような感じになっています。用水はどこからも来ていません。排水だけだったので、水利権等々に関しても問題ないかなと。あと、周りの農地も一切なく、日照権等々も問題あ

りませんので、5条申請に関してここを駐車場にされることによって、このNo. 1に写っているところの右横が〇〇になります。ここを訪問される方も今まではこの〇〇の駐車場にとめておられたのですが、この〇〇の今回工事をされるところにとめるようになって、地元の者は多分喜ぶであろうというふうに責任者もおっしゃっておられました。

ですので、多分これができ上がってからは、ここは小さい集落ですので、この関係者、この〇〇、この〇〇全員同じ方で、利用者さんは3者共に全く同じ方が利用されていくだろうというふうな見解で、問題ないかとは思います。

ただ、それに通じてNo. 1の向かって右側に里道が走っています。この道についても、先ほど事務局からありましたとおり、畑になっていますので、その辺も発覚してしまったらすぐ是正してくださいねということで責任者にはきつくお願いをしておきました。

それ以外は何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。No. 1の千野一丁目につきまして、地元委員にご意見をお願いいたします。

委員 この案件につきまして、ただいま一日立会委員から詳しくご説明ありましたので、私からは少しだけ補足説明をさせていただきたいと思います。

そもそもこの地主の方は去年の遊休農地の調査の時に、意向調査の対象になりました方で、私、自宅に行ってどうされますかということをお聞きしたところ、もう処分したい、できたら寄附して隣がちょうど〇〇もあるし、駐車場として一番適地やないかなということで、その翌年、ちょうど〇〇の責任者と相談して、それを願っていたという状況でありました。本当に渡りに舟ということで。

でも、やっぱり農転の手続はしっかり踏んでもらいたいということで、先ほど厳しくご指摘ありましたとおりです。

特に既に畑に重機が入っています。その点につきましても今日も朝、確認を取りましたら全くこのような状態でありますし、本当のところ、来年、新年早々、関係者が多く訪問される、そういう習わしがあるところでもありますので、年内に着工して完成したいという関係者の思いもありまして、今からかかる予定にしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はございますか。

委員 質問をさせていただいた中で、〇〇の土地だったということで通行承諾

を取られたわけですが、あと付け加えておったのですが、登記簿の確認とかはされているのですか。言い切っておられるのであれば、その辺の確認ができていますかどうかだけ。

この土地を寄附されることに関しては別にどうもないのですが、ここまですべて通行承諾が取られておられることに関して実際の土地の所有者というのが〇〇で登記されておるのならいいのですが、私、初め見た時には〇〇とか〇〇の名義で土地があるのかなというのが分からなかったもので、登記簿確認をしておられるのかだけ確認させてください。

事務局 実際には今回の申請人、行政書士さんが代理でやっておるのですが、この申請地の周辺の登記も含めて全体を確認して、この隣地関係図にまとめていただいておりますやつがあるのですが、ここに土地の地番と所有者と地目の状況を整理していただいて、登記情報につきましては行政書士さんがきっちりと確認した中で申請をされているというところです。

委員 行政書士さんが確認してされていると。
私、登記簿とかコピーをつけて現地確認の時の申請とかしておられるのがありますので、そういう関係も場合によっては今後のことに関しては必要になるのかなと思ってお聞きしている次第ですので、肩書のある方がやっておられるというだけのことですか。それとも、書類的に申請書類で謄本関係をつけておられるのがありますよね。それがなくてもよいのかどうかだけ。ちょっと分からなかったの。今後、またそういう申請、自分の地域であった時に、特にこのような内容ですと袋地ですので、そういう肩書のある方が言っておられるということで承認でいいのであればそれまでですし、その確認だけを逆にさせていただきたい。

事務局 申請書類、提出書類はその隣の土地の登記までは求めていないのですが、相談段階で隣接の土地の情報とかは申請者がお持ちですので、それを確認するという方法で通常は見ているような形にはなります。

議長 対象の土地の謄本は見ているということやね。

事務局 そうですね。

議長 周りの土地の部分は。

事務局 提出はいただいていないのですが、〇〇で間違いがないというところは確認しております。

議長 ということは、今後、そういう形でいいということですね。対象外の周りの土地に関しては、謄本は要らないということでもいいんですね。

事務局 はい。

委員 確認書類として出してくれるけれども、事務局では保管しないという位置づけですね。

事務局 確認書類として提出までは求めないです。

委員 でも、申請人さんは上げないといけないのですね。

事務局 隣地関係図を整理していただく中で、それを調べる時に一定使って確認を取られていますので、それを見せてもらう方法があるかと思いますので。

議長 そのほかに何かご意見・ご質問ございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りします。
No. 1 につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定します。

続きまして、議案第80号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議長 はい、ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

委員 うちの管轄で確認したいところがありましたので。
No. 4は仰木七丁目ですが、地図上でいきますと、全部で5筆あるうちの上3筆、この現地地図を見ますと、不思議な形の3筆が並んでいるのですが、現況、ここは大きな田1枚なのです。この大きな田1枚の赤い部分だけをこれ利用権設定で耕作されるのですか。そこだけお聞かせください。

農林水産課 こちらでGIS上で地番の確認をさせていただいているのですが、地番で確認させていただきますと、この部分が該当地番になりますので、こちらで権利設定させていただこうと考えています。これは継続案件ですが、

前回の利用権に関してもこのいびつな形になっていまして、そちらで申請が通っていますので問題ないと考えています。

委 員 これ以外のところのいっぱい土地がありますが、そこは利用権設定を結ばなくてもいいということですね。

農林水産課 こちらに関しては別の地番になるかなと思いますので、今回の更新の案件には関わってこない部分になります。

委 員 では、これ以外のこの範囲になっていないところは同じように利用権設定されているんですか。

農林水産課 そこまで今は確認できていなくてお答えできず申し訳ないです。後で確認させていただきます。

議 長 すみません。それは1枚の田んぼの中でこれだけ分かれているということですか。

農林水産課 そうです。地番で確認させてもらおうと。

議 長 地番だけで確認をされて、この田んぼにこのほかに耕作者さんはおられるんやね。

農林水産課 すぐに今、お答えできないですが。

議 長 これってすぐに調べられるのかな。

農林水産課 パソコンで見ないと分からないですが、調べることは可能です。

議 長 例えば、このほかの部分をはかの人が耕作しておられるようだったら、ちょっと問題ではないですかね。このいびつな格好で耕作するというのは無理だと思うんですがね。この形状で。

農林水産課 申請書の対象外の部分となっていますので、確認が不十分だったというご指摘だと理解しています。改めて、この部分を確認させていただいて、この地図の表記が正しいのか、それとも申請者の意図なり、この地図の表示で言ったら周りの青い部分のところがほかの地番で手をしないといけないものなのか、今現状、どうなっているのかも含めて確認し、改めてご提出させていただければと思います。よろしいでしょうか。

議 長 ○○委員、どうですか。

委 員 すみません。私もこれ出しているのですが、申請される時に現況地図が出ていますよね。それ全部田んぼ1枚、ばあっと塗っていませんでしたか。

農林水産課 こちらですかね。

委 員 はい。この部分だけ塗っておかれましたか。申請人は。ここ1筆1枚丸々この人が小作しておられると思いますが、それで出しておかれませんでしたか。

僕が聞きたいのは、明らかに公図の状態でしか認定してくれないのか、現状でセマチ直しやらしている田で、丸々1筆でも認定されるのかはどうですか。

農林水産課 確認の段階で公図とずれているようであれば、もちろん違う権利者の方であつたら駄目ですが、現況をこの番地の部分ですというような格好で認識した上で、この位置というのを権利設定するような格好にしています。
以上です。

委 員 ありがとうございます。

議 長 そしたら、この分に関しては確認後ということになります。

農林水産課 補足させていただきたいと思います。この地図の表示の誤りなのか、手元に申請書類がないので、ほかの権利者がおられるものなのか、今、確認できないので、地図の塗り方が誤っているのであれば差替えのほうで改めてご説明させていただきたいと思いますし、権利者がほかにおられるのかが、今、この段で確認できないので、大変申し訳ないのですが、一旦確認させていただいて、改めてご提案とさせていただければと思っております。

議 長 ということは、このNo. 4だけは今すぐにはどうこうできないわけですね。

農林水産課 はい。

議 長 そしたら、これ除いてお諮りしたらよろしいか、それとも全部ですか。

委 員 私の地区、この部分も。

議 長 これは形が。

事務局長 ○○委員の案件ですが、先月同様、この案件がこのまま決めていただけるかどうかというのが、今、説明がありましたように、調べが必要かと思

いますので、この順番を変えていただいて、先に報告案件等をさせていただいて、その間に調べて最終、この会議を閉じるまでに報告をいただけるようであれば、それをもって最終許可・不許可の判断をいただければと思いますので、採決については後回しという形でお願いできればと思います。

議 長 今、問題になっていますのは2番。これ田んぼをまたいでいませんか。

農林水産課 2番のところについて、地形図ではまたいでいるように見えるのですが、これは継続案件なので航空写真の添付がされていないですが、もともとの航空写真の時には石周り、土地の形状と合っていたというふうな格好で認識しています。

議 長 地元委員、今のでオーケーですか。

農林水産課 もう一度、先ほどの〇〇の部分と併せてこちら、前の資料というのを確認してきたいと思いますので、この部分のやつだというのを改めて、この地形図がおかしいように見えているので、もう1枚、この部分ですとお示しできるようなものを後ほど準備させていただければと思います。

議 長 ほかに農地をまたいで色が塗ってある部分が幾つかあるのですが、この辺は間違いありませんかね。疑い出すと切りがないんですけども。

例えば、ここの部分なんか、この辺が間違いなければそれでいいのですが、何か見えていますと何筆か重なっているのかな。何か幾つか分かれているような気がするのですが、4つだけが番地が書いてある。

ただ、地図は何か幾つかに分かれていますけど、この辺はちゃんと確認していただいていますかね。

農林水産課 後ほどここの分も併せてご報告させていただきたいと思いますが、たしか当時の記憶で恐縮ですが、この形状でこの地番の部分はこれだというふうな格好でさせていただいていた経緯があったと思います。

議 長 何かちょっといろいろ、そのほかにも〇〇もありますし、これ何かまたいでいるような感じがするのですが。

農林水産課 今回のケースはそういったケースではないとは思いますが、地域によっては1枚の農地のうち、筆だけ中で割れてあるとかというふうなものもございまして、それぞれ個別のこの番地、この番地というふうな格好の手続をしている加減で、場合によっては1枚のうち途中までしか入っていない議案というのもケースによってはあり得ると。

議 長 番地によって。

農林水産課 はい。

議 長 そうですか。
そしたら、今言っていました3地区の確認をお願いできますか。

農林水産課 はい、確認して後ほど。すみません。

議 長 そうしましたら、次へ進みます。

報告案件をよろしくお願いいたします。報告第95号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第96号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第97号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第98号 農地の転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございますか。

委 員 この議案98号、法務局の照会です。私、これ何件か現地に行かせていただいたんです。確かに地目は畑や田で現況が山林になっているようなところが見受けられます。

しかしながら、荒廃農地になったら必然的に山林みたいな形になっていくわけなんですね。特に集落の端部というか、そちらへ行けば行くほど荒廃農地になると山林化していたんです。

しかし、明らかに昔は段々の田だったという話が見受けられるのです。

これを見ていると、原野とか山林に申請だけで簡単に現地確認を農業委員ができるわけですね。片や農地法5条によって、場所の感覚はあるのですが、同じようなものを農地転用するという行為は大変手間がかかるということがあって、物すごく不公平感を感じたんですよ。一部は先ほど言いましたように明らかに農地だった。水が入らないとかそういう幾つかの要因で荒廃農地になったとは思いますが、この照会自体が私、不公平感を含めて納得というか、結果的に現地を見に行っただけで、原野に地目が変わってしまう。これは何か納得いかん部分というか、感覚的におかしい部分があるのですが、何か見解があればご説明いただけませんか。

事 務 局 ただいまご指摘いただいた本来であれば調整区域であれば許可を取って初めて地目を変えていけるという手順を踏まないといけないところ、この法務局照会で現地で立ち会ってすぐに変更後の地目になってしまうとい

うのはご指摘のとおりだと思います。事務局のほうで、法務局照会のご相談があったとしても、仮にその場所が何かしら宅地であったりとか明確なルールというのはあれですが、明らかに以前から山林であったり、完全に原野化してしまっているものについては、立地なども総合的に勘案した上で、今から転用許可を受けてというのでさせるべきか、一定建物などがあれば間違いないなくこれは照会が上がってきたとしてもしっかり4条なり5条の顛末の許可を受けるよう、ご相談があれば事務局のほうでは指示は出しますし、仮に照会が来たとしても、そういった土地については本来許可を受けるべきだというふうにご回答しているのですが、今のところ、運用としましては明らかな山林化、原野化については法務局照会が来た場合は現地を見た上で原状回復命令を行わずに地目の変更をやむなしという回答をしている現状となっております。

ちょっと曖昧な回答ですが、以上、説明とさせていただきます。

議長　　これ、私もちょっと思うのですが、農地として草刈りして自分が作業できないからお金出しても農地として置いておかないといけないという方もおられて、片や放ったらかしにしておいてこういう状況になるというのは、さっきも言っておられた不公平感というのはものすごいあるように思いますが、その辺はそうしか仕方がないのかなという歯がゆい、気になるのが事実でありまして、何かやり得というか、放ったらかし得というか、そういうのは考えてもらえるとありがたいかなというふうには思います。

ただ、持ち主さんがやることなので、それを強行的にということは無理かもしれませんが、いい方法があれば教えていただきたいと思います。

委員　　大分前にもどちらかの委員が、この法務局照会については異論をおっしゃったと思います。私も同感で、そういうことで決めるなら農業委員が行って現地を見たら意見も言いたくなる。これは明らかにもともと農地ではないかと。確かに山林と思われるところも幾つかありました。

しかしながら、明らかに農地と、田んぼをやってはったなと思われた土地も散見しました。それなら法務局が自ら現地に行って判断でやられるというのが本来の。それなら農業委員はかみませんから、私が意見を言う立場でなくなりますので納得いく部分ですが、私どもが現地に行って確認をせよということならば、やっぱりそれなりの意見を一言言いたくなるというのが実情なんです。

ですから、一団の土地の真ん中で、確かにそれはそんな申請は出してきません。大概一団の農地の隅っこということなのか、山の近くにあるような荒廃農地、放棄田の荒廃農地がたびたび出てきていますので、ちょっと感じたところを言わせていただきました。

以上です。

議長　　ほかにございますか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ご意見等も出尽くしたようですので、続きまして報告第99号 広報誌「みどりのこだま」臨時号について、事務局の報告を求めます。

＜事務局、資料に基づき報告＞

議 長 はい、ありがとうございました。
 ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

委 員 先月、とある田んぼを許可していただいたのですが、その時は田んぼの持ち主と隣の田んぼの人もオーケーで、通ってよかったなと思っていたのですが、近くに他の字があるのですが、その字から黙って売ってと少しごちやごちや言っておられるんですよ。土地改良とかそんなところの田んぼだったら、そこの許可とかファームとかそういうようなことやったら許可をもらえるというか、意見をもらえるのですが、個人ばかりが集まった田んぼで売られた時でも、庄屋さんって出てきておられてまとめておられるのですが、そこには聞きに行かれないから、どうしても勝手に売ってという話が出てくると。

 また、今、その土地は公共事業をされている会社だから安心だという話も出ていたのですが、そこがもし倒産してまた違うところに転売されたらどうするのやとか、いろんな意見が今、字で出ていまして、そこまで考えないといけないのかなという気持ちと、よそから新規が入りにくい土地柄やなという気持ちと、いろいろ交錯しています。もし自分ところの田と相手と隣近所の田がオーケーだったら、それとここでオーケーをもらったらと思って全部成立したのに、後から黙っていてと言われているから。

 田舎は字がいろいろあるんです。田んぼのまとまり。そのまとまりの人らは知らなかった、勝手に売ってとって言われているという状況があるので、田んぼの売り買いって田舎は結構難しいなと感じます。

議 長 うちの農業組合では、市街化が主なのですが、田んぼを売ったりする時は、農業組合長に一応声をかけて売りますと。そしたら、その時にその田んぼの周りは全部家が建っているんですよ。そうすると、その田んぼの水路の下には田んぼを作っているところがあるんですよ。だから、組合員さんにはちょっと声をかけてくださいね、ほかの農業者さんがおられるので、水がそこでストップしてしまったりすると具合が悪いので、農業組合の中で情報を共有しましょうねとってやっているんです。

 それで、水路が止まるということは今のところはないのですが、田んぼはしれているのですが、そんなんで大津市の農業委員会だけではなくて、

農業組合さんのほうでも言っていただくという少し語弊がありますが、そうされたらどうですかと思いました。農業組合で情報を共有するとか。

委員 はい。

事務局長 会長、先ほどの農林水産課の議案第80号の説明ができるということですので、議案のほうにお願いします。

議長 それなら、すみません、お願いします。

農林水産課 先ほどのご指摘に関してですが、まず順に説明させてもらいますと、2件に関してはこちらの着色誤りでございまして、後ほど差替えさせていただこうかなと考えております。

残り1件、こちらのほうですが、こちらは現況と合っていまして位置図としては問題ないと確認させてもらいました。

すみません。以上です。

農林水産課 補足させてください。この地図については、ご指摘のとおり、この赤い部分だけではなくて周りの青い部分も含めての申請となっておりました。ですので、この周り、地形図で見た感じの1筆でそのまま今回の対象のところというふうな格好になります。

2つ目、ページは戻りますが、この部分です。〇〇の部分については、着色した場所がずれておりまして、正しくはこの地図で言いますと、口で説明するので分かりにくいですが、この上にいびつな形の農地が何枚かあろうかと思います。これのすぐ上2枚分、この十字路のところから2枚が違うところで、3枚目、4枚目になるんです。

事務局長 分かりやすいもの、1部しかないそうなので回覧でお願いいたします。

議長 3枚目、4枚目。

農林水産課 正しくは3枚目、4枚目のところの着色が必要でした。

議長 長細いところ。

農林水産課 そうですね。そことその上隣、赤にはひっついていないですが、四角形をした田んぼがあろうかと思いますが。

議長 色の塗り間違いだったと。

農林水産課 はい。

3点目については。

議 長 このまま。

農林水産課 3点目はこのままで、航空写真で見ますと、この赤で塗っているところというのがもともとの農地の形と合っている状態です。地形図で入っていることによってややこしい状態になっているものでして、航空写真で見るとすかっと見えるような格好になろうかと思います。
以上、補足です。申し訳ございません。

議 長 そのほかにございますか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 全体を通して何かございますか。なければマイクを司会に渡します。

副 会 長 皆さん、大変長時間にわたりまして慎重審議をいただきまして、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

以上をもちまして、第19回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。

議事録署名委員

議 長（濱田 博之 委員）

印

委 員（大伴 四郎左衛門 委員）

印

委 員（井上 一夫 委員）

印